

東北地方太平洋沖地震・港区長最新メッセージ

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、かけがえのない多くの尊い生命と貴重な財産が失われました。

このたびの災害で犠牲になられた方々、並びにご家族の皆様に対しまして、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

私は、区民や区内の事業者の皆さんなどと力を合わせながら、被災された方々に出来る限りの支援を行ってまいります。

また、区内で地震の被害を受けた方や、取引先が被災されるなどで企業活動に影響を受けた事業者の皆さんに対しても支援対策を進めております。各地区の総合支所内に震災相談窓口を設けてり災証明の相談など各種相談業務を行っておりますので是非ご利用ください。

現在、東京電力福島第一、第二原子力発電所の停止により、首都圏で必要としている電力量が大幅に不足し、計画停電が行われるという深刻な事態が続いています。港区は現在、計画停電の対象地域にはなっていませんが、区民や区内の事業者の皆さんには4分の1節電の徹底にご協力をお願いいたします。

日を追うごとに、その甚大な被害状況が明らかになっておりますが、被災地の一日も早い復興を心から願っています。

平成23年3月23日
 港区長 武井 雅昭

区内の被害状況および区の対応について

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生しました。区内の被害状況および区の対応についてお知らせします。

区内の震度および被害状況

区内の最大震度 震度5弱

区内の被害等(3月12日(土)午後5時現在)

人的被害

死者、行方不明者：なし
 重軽傷：なし

建物等被害

全壊：なし
 ビルの傾き：1件

道路橋梁等被害

小さな陥没数箇所

交通機関被害

JR、地下鉄等一時不通

区の対応

(1)災害対策本部

3月11日午後3時に応急対策本部

会議を設け、人命救助を最優先すること、被害状況の把握に努めることを確認、午後4時30分に災害対策本部を設置しました。

3月12日午後2時に災害対策本部を解除し、情報連絡態勢に移行しました。

3月14日に港区東北関東大震災支援会議を設置し、①被災地への支援、②計画停電に関することなどを全庁をあげて重点的に取り組むこととしました。

(2)避難所の開設等について

3月11日、区は、区内55カ所に避難所を開設し、午前0時15分ころのピーク時には約3300人の区民、帰宅困難者の皆さんを受け入れました。その後、徐々に利用者が減少し、3月12日午後6時30分、すべての避難者等が自宅等へ戻ったことから、区内の避難所をすべて閉鎖しました。

義援金にご協力ください

区では、震災に伴う義援金の受け付けをしています。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通して被災地へ送ります。皆さんの温かい協力をお願いします。

救援金名 東北関東大震災義援金

募金箱設置場所

港区役所、各総合支所、区立図書館、いきいきプラザ(旧福祉会館・健康福祉館)、福祉会館、児童館等

※町会等で集めた義援金は、各総

合支所協働推進課で受け付けています。

義援金受付口座

直接送金する人は、次の郵便振替をご利用ください。

郵便振替による義援金の受付

口座番号 00140-8-507

加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金

取扱期間 9月30日(金)まで

※郵便局窓口での取り扱いは、振替手数料免除です。

※通信欄には、「東北関東大震災義援金」と記入してください。

※本義援金については、半券をもって受領証とします。

その他

本義援金については、個人所得税、法人税および地方税に係る寄付金控除の対象となる寄付金に該当します。

問い合わせ

保健福祉課福祉活動支援係
 ☎内線2381
 日本赤十字社東京都支部振興部
 赤十字社員課法人社員係
 ☎5273-6742

区の節電対策と

区民、事業者の皆さんへ4分の1節電のお願い

区有施設における4分の1節電対策について

東北地方太平洋沖地震の影響で、東京電力管内の電力需給が極めて厳しい状況になっています。

こうした状況を受け、区は3月14日に「港区節電対策基本方針」を定めました。本庁舎、各総合支所、区民センター等区有施設において、空調の停止、事務室や廊下等の消灯、エレベーターの一部停止などを実施し、通常電力使用量の4分の1節電に取り組んでいます。

また、東京電力(株)からの要請により港区スポーツセンターを当面の間休止するほか、麻布運動場などのスポーツ施設の夜間利用を休止しています。さらには、小・中学校のプール開放事業を休止しています。ご理解いただきますようお願いいたします。

区役所の業務について

区の窓口や各区有施設は開庁しています(一部施設を除く)が、節電対応や交通事情、区の業務内容等により、区民や事業者の皆さんにご不便とご迷惑をお掛けすることが想定されます。

職員一同、区民サービスの維持に精一杯努めますが、このような状況をご理解いただきますようお願いいたします。

区民等に対する震災相談窓口の開設について

区では、5カ所の各総合支所内に、東北地方太平洋沖地震に関して、区民や事業者の皆さんが相談できる窓口を開設しています。

区民、事業者の皆さんへ4分の1節電のお願い

皆さんのご家庭や事業所でも、安全に配慮しつつ、不要な照明の消灯、テレビ・パソコンの待機電力の節電を行うなど可能な範囲で照明や電気機器の使用を控えていただくなどして、通常電力使用量の4分の1を目安に、節電の協力をお願いします。

節電事例(3月15日付経済産業省要請文から抜粋)

「照明」

- ・ 駐車場灯、庭園灯などの消灯
- ・ 広告・ネオン等の点灯時間の短縮・消灯
- ・ 省エネ型蛍光灯などの使用

「電気機器」

- ・ 温水洗浄便座などの電源オフ
- ・ 冷蔵庫に詰め込みすぎない
- ・ 電子レンジ、電気ポットなどのコンセントを抜く

相談時間 月～金曜午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

相談できる内容

- ・ り災証明の相談
 - ・ 税金等の減額免除の相談
 - ・ 余震恐怖等に対する相談
 - ・ 当面の防災(震災)対策相談
- 詳しくは、各総合支所管理課までお問い合わせください。

◆各総合支所・分室代表電話◆

芝地区	☎3578-3111(代)
麻布地区	☎3583-4151(代)
赤坂地区	☎5413-7011(代)
高輪地区	☎5421-7611(代)
芝浦港南地区	☎3456-4151(代)
芝浦港南地区台場分室	☎5500-2351(代)

被災地に対する支援や区民、事業者の皆さんへのさまざまな支援を行っています

■福島県いわき市への支援について

物資の支援

「港区大規模災害被災地の支援等に関する条例」に基づき、被災地への支援を行います。

「商店街友好都市との交流に関する基本協定」を締結している福島県いわき市からの緊急の支援物資の要請に基づき、3月14日午後8時に、港区役所を出発した区職員4人と(社)東京都トラック協会港支部のトラック5台が、支援物資をいわき市へ送り届けました。

支援物資

ミネラルウォーター(500ミリリットル入りペットボトル): 1万6000本

毛布: 2000枚

組み立て式トイレ: 49台

その後、3月19日にも要請に基づき、ミネラルウォーター(500ミリリットル入りペットボトル): 2万本を追加して送り届けました。

住宅の支援

被災者の皆さんのために、区の災害対策用職員住宅(4戸)を無料提供する旨を申し出ました。

支援職員を派遣

いわき市からの要請に基づき、避難所の運営や市の行政事務を支援するため、3月24日(木)~4月28日(木)に区職員を派遣します。派遣職員は事務職や福祉、土木職など5~6人でチームを編成し、1週間単位で交代しながら支援業務に従事します。

支援職員の食糧や衣料は東京から持参するほか、宿泊場所は避難所等で、寝袋を持参します。

区民、事業者の皆さんからの支援物資受け付けについて

いわき市からの要請に基づき、3月23日~31日に港区スポーツセンターで、区民、事業者の皆さんからの支援物資(食料品やおむつ、粉ミルクなどの生活物資)をボランティアの協力を得ながら受け付けました。

■区民、区内事業者の皆さんへの支援について

港区ひとり暮らし高齢者等緊急後片付け支援事業

地震の影響により自宅内の家財が散乱し、自力では整理が困難なひとり暮らし高齢者世帯および障害者世帯等に対して、3月22日から整理員を派遣し、安定した生活の支援を行っています。

申し込み

各総合支所区民課保健福祉係
☎欄外参照

地震に関連した中小企業融資の新設について

東北地方太平洋沖地震により、事業活動に大きな影響を受けている区内中小企業の資金繰りを支援し、経営の継続を図るため、「東北地方太平洋沖地震特別融資」を実施します。

対象

(1)今回の災害で事業拠点(区外の支店、工場等を含む)が被災し

た区内中小企業
(2)被災地域(※)にある企業等と直接的かつ主要な取引のある区内中小企業

※青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県の一部市町村。詳しくは、お問い合わせください。

融資内容

あっせん期間 6月30日(木)まで

融資限度額 500万円以内

資金使途 運転資金、設備資金(設備は被災した拠点のみ対象)

企業負担利率 無利子(区が利子の全額を負担)

貸付期間 5年以内(1年以内の据置期間を含む)

信用保証料補助 融資に伴い信用保証協会に支払う保証料を全額補助

問い合わせ

産業振興課経営相談担当
☎内線2560

■被災者の皆さんの保険診療について

健康保険に加入中の人で、被保険者証を家庭に残して避難したような場合、氏名、生年月日と被用者保険の人は事業所名、国民健康保険・後期高齢者医療制度の人

は、住所を医療機関に申し出ること、保険診療で受診できます。

問い合わせ

国保年金課資格係 ☎内線2643

■被災地各県(岩手県・宮城県・福島県・茨城県)へ見舞金

区は、被災地での災害対策が一日も早く進むよう願いを込めて、岩手県、宮城県、福島県に各1000

万円、茨城県に300万円の見舞金を、各県の東京事務所等を通じて送りました。

■被災者の皆さんに対する避難所と「区民向け住宅」提供について

被災者の避難所について

東北地方太平洋沖地震で被災された皆さんの避難所として、旧芝浦小学校(480人)および港区スポーツセンタープール棟(200人)を決定し、東京都に申し出ました。

被災者への区民向け住宅の提供について

3月15日、東北地方太平洋沖地震で被災され住宅を失った皆さんおよび原子力発電所の事故により避難が必要となった皆さんに、区民向け住宅を提供することとし、3月23日~25日の間、即入居可能な区民向け住宅10戸の募集を行いました。

■その他の情報について

区有施設予約利用者の地震に伴うキャンセル対応について

区有施設を予約し、あらかじめ使用料を納付しているものの東北地方太平洋沖地震の影響により、やむを得ず予約をキャンセルする人には、既に納付されている使用料の全額を返還します。

なお、地震発生以後これまでの間に同様の事情で予約をキャンセルし、あらかじめ使用料を納付したものの返還されていない人も対象となります。

詳しくは、各施設にお問い合わせください。

主な対象施設

区民センター、いきいきプラザ(旧福祉会館・健康福祉館)、福祉会館、勤労福祉会館、男女平等参画センター、商工会館、生涯学習センターなど

主な区有施設等の開設状況について

区民センターおよびいきいきプラザ(旧福祉会館・健康福祉館)、福祉会館等の区有施設は、通常どおり開設していますが、開館時間の短縮や事業の縮小を行っていますので、各施設にお問い合わせください。

生涯学習・スポーツ施設

区のホームページをご覧ください

■福島原子力発電所事故による放射線の影響等について

東京都内でも微量の放射性物質が測定されましたが、いずれも健康に影響を及ぼすレベルではありません。区民の皆さんには、正しい情報に基づく行動をお願いします。

関連サイトホームページでも情報提供していますので、ご確認ください。

関連サイト

独立行政法人放射線医学総合研究所(放射線被ばくの情報を掲載)

http://www.nirs.go.jp/index.shtml
東京都福祉保健局(東京都内の環境放射線測定結果についての情報

を掲載)
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html

東京電力(原子力発電所の情報を掲載)

http://www.tepco.co.jp/nu/index-j.html

問い合わせ

保健予防課(保健サービスセンター) ☎3455-4773
☎3455-4702
健康推進課(保健サービスセンター) ☎3455-4928
☎3455-4772

くか、各施設にお問い合わせください。

港区スポーツセンター

東京電力(株)から、節電のため港区スポーツセンター(プール棟を含む)を休止して欲しい旨、要請がありました。そのため、3月14日から当面の間休止します。

港区立図書館等

当面の間、開館時間を短縮し開館します。

開館時間 午前9時~午後5時

地震の影響により家庭などから発生したごみについて

不燃ごみの扱いについて

ガラス、陶器類等、東北地方太平洋沖地震の影響で発生した不燃

ごみについては、紙で包む、ダンボール箱に入れるなど、危険のない状態にし、収集日に出してください。

なお、量が多いなど、特別な事情のある人は、みなと清掃事務所にご相談ください。

粗大ごみの扱いについて

地震の影響で発生した家庭から出る粗大ごみを処分する場合、区では、粗大ごみ処理手数料を免除します。直接、みなと清掃事務所にご相談ください。

問い合わせ

みなと清掃事務所 ☎3450-8025